

高松市立檀紙小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
平成28年4月改訂
平成29年4月改訂
平成30年3月改訂
平成31年4月改訂
令和2年4月改訂

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。しかし、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、本校では、全ての児童がいじめをしないこと、さらに他の児童に対するいじめを認識しながらこれを放置することがないように、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応を組織的に取り組みます。

2 いじめ防止等に向けた基本的な方針

(1) 基本理念

- ① いじめは人として許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こりうることから、学校、家庭、地域が一体となり、未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。
- ② いじめ防止等への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。特に、「いじめを生まない土壌づくり」としての未然防止については、日常の教育活動の在り方と密接に関わっていることから、すべての教職員がいじめに対する高い意識をもって取り組んでいきます。
- ③ いじめられている児童の立場に立って心の痛みをしっかりと受け止め、解決まで守り抜くという姿勢を貫きます。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言います。（いじめ防止対策推進法第2条第1項より）

具体的な様態は、以下のようなものが挙げられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、無理やりさせられたりする
- パソコンやスマホ、携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされたり、無理やりさせられたりする 等

(3) 基本方針

① いじめの未然防止

児童が安心して学校生活を送ることができるように、規律ある態度で主体的に参加・活躍できる機会が保障された学級・学校づくりに努めます。また、全ての児童がいじめを自分たちの問題として考

えられるように指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

② いじめの早期発見

日頃から児童の内面を理解することができるような交流を通して信頼関係の構築を図り、児童が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により、幅広く情報を共有できるようにします。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることや、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知するように努めます。

③ いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応します。その際、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童には毅然とした態度で指導します。対応にあたっては、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得ながら進めます。

④ 教職員の資質・能力の向上

全ての教職員のいじめへの対応に係る資質・能力の向上を図るため、計画的に校内研修を実施します。また、心理や福祉に関する専門的知識を有する者の配置・活用に努めます。

⑤ 家庭や地域社会との連携

社会全体で児童を見守るため、学校、家庭、地域社会はその連携を図り、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進するよう努めます。

⑥ 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、速やかに高松市教育委員会に報告し、関係機関との連携を取りながらその事態に対処するとともに、再発防止に努めます。

3 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

本校におけるいじめの未然防止、早期発見、事案への対処、学校いじめ基本方針に基づく各種取組等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等の対策のための中核となる組織「檀紙小学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

檀紙小学校いじめ防止対策委員会

[構成員]

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任

(必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も参加し、協議内容や対応する案件等により、新たな構成員を加える場合もあります。)

[主な活動内容]

- ① いじめの早期発見に関すること (アンケート調査、教育相談等を含む)
- ② いじめ事案への対応に関すること
- ③ いじめ防止等の取組状況をふまえた評価及び改善に関すること

[開催時期]

各学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は即時の緊急開催とします。

(2) 生徒指導委員会

定期的に、生活の指導の在り方について話し合います。また、必要に応じて各学年の特別な配慮を要する児童についての現状や指導についての情報の交換を行います。

(3) すこやか委員会

5月と10月に配慮を要する児童についての情報交換会や問題行動に関する研修(ADHD・LD等を含む)を行い、事例の周知を行うとともに全職員で当該児童への適切な指導を行う体制づくりをする。2月には次年度に向けての情報整理を行います。

4 いじめ防止等のための対策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

① 児童・保護者、関係機関への説明

ホームページ等への掲載により、保護者や地域住民が学校いじめ基本方針の内容を確認できるようにするとともに、その内容を入学時、各年度の開始時に児童、保護者、関係機関に説明します。

② 学校評価による検証改善

学校いじめ対策基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、その結果を踏まえて、取組の改善を図る。その際、地域、保護者等との連携に努めます。

(2) いじめの未然防止

① 道徳教育の充実

道徳の時間には命の大切さについての指導を行います。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導していきます。

② 人とつながる喜びを味わう体験活動の充実

友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成していきます。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動を推進します。

③ 傍観者を生まない集団づくり

「道徳の日」や「ありがとうの日」、「あいさつ運動」、「強めよう絆月間」等を捉えて、児童がいじめを自分たちの問題として考え、いじめ防止等に向けた主体的な活動の場を設定し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

④ インターネット等に関する指導・啓発

インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な心の傷を与えかねない行為であることを理解させる等、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について下記内容を示し、保護者へ啓発していきます。

- ・ 20時以降は携帯・スマホの使用禁止
- ・ インターネットやゲームは1日1時間以内
- ・ リビングのみで使用する
- ・ フィルタリングを設定する
- ・ メールやLINEは必要な相手とだけ行う
- ・ 相手が不明なメールは無視し着信拒否設定

⑤ 特に配慮が必要な児童への対応

特に配慮が必要な児童については特性に応じた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童への指導を組織的にを行います。

⑥ 保護者や地域との連携

檀紙地区の運動会やみまや焼きの土器づくり等の地域との交流を図った行事の中で、自分を大切にし、他の人も大事に思う本当の意味での自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活、地域の中で育つ子どもたちを育成します。

いじめ防止に向けて、PTAや青少年健全育成連絡協議会等、家庭や地域との連携を図りながら取組を進めます。

(3) いじめの早期発見

① いじめ調査等

いじめにつながる実態把握も含めて、いじめの早期発見のために、以下のように定期的な調査を実施します。

- ・ 学校生活に関するアンケート…年3回
- ・ 教育相談を通じた学級担任による児童からの聴き取り…年3回

② いじめ相談体制

児童及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるように、以下のように相談体制の整備を行います。また、児童自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させます。

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用
- ・校内及び校外のいじめ相談窓口の設置と周知

③ 日常的な観察による児童の変化の察知と情報の共有

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本的認識に立ち、全ての教職員がいじめのサインを念頭において児童と接するなかで、小さな変化も見逃すことなく察知し、その情報を迅速かつ組織的に共有して対応します。

いじめを受けている児童が示すサインの例を保護者に示し、家庭での変化も早期に発見して速やかに学校に知らせていただく等の協力体制をとります。

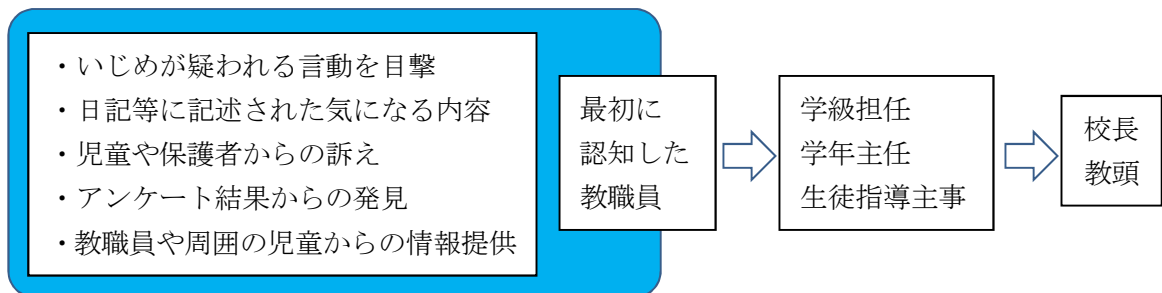
(4) いじめへの早期対応

いじめの事実があると思われるときは、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく速やかに、学校いじめ対策組織に対して報告し、組織的対応につなげます。いじめが確認された場合は、いち早くいじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめられた児童・保護者に対する支援やいじめた児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできないので、いじめの解消についてはいじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続しており、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを必須の要件とし、他の事情も勘案して判断します。その後も、いじめが解消している状態を一つの段階としてとらえ、被害、加害児童については日常的に注意深く観察するよう努めます。

① 発見から組織的対応の展開

1 いじめの情報のキャッチ



2 対応チームの編成 = いじめ防止対策委員会の緊急開催

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、関係児童担任
(必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等も参加し、協議内容や対応する案件等により、新たな構成員を加える)

3 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の共有・整理
- (2) 対応方針
 - ・緊急度及び危険度の確認及び対応スケジュールの決定
- (3) 役割分担
 - ・被害児童、加害児童、周辺児童からの事情聴取及び支援、指導担当（3グループ）
 - ・保護者への対応担当
 - ・関係機関への対応担当

4 事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
- ・事実に基づく聴取は、被害児童⇒周辺児童⇒加害児童の順に行います。
- ・複数の担当者で確認しながら聴取を進め、情報提供児童についての秘密は厳守します。
- ・いじめ加害児童が被害児童や情報提供児童に圧力をかけることを防ぎます。
- ・究明された事実等の情報において、関係保護者間で認識の相違がでないように留意します。

5 関係児童への対応（支援・指導）

(1) 被害児童への支援

※心のケア（スクールカウンセラー等の活用）や安心して学校に通学できるようにすることを重視します。

- ・全ての教職員が、いじめられた児童の心に寄り添い、何があろうとも守り抜く姿勢で支援します。
- ・担任を中心に、児童が話しやすい教職員が対応します。
- ・いじめを絶対に許さない等、加害児童への今後の指導の仕方について伝えます。
- ・加害児童との今後の関係について、共に考えます。
- ・日記の交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努めます。
- ・自己肯定感を回復できるように、友達との関係づくりや活躍の場の積極的な設定などの支援を行います。

(2) 加害児童への指導

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導します。
- ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等は一切認めません。
- ・被害児童の心情に気付かせ、自分が加害者の立場であることの自覚を促します。
- ・自分はどうすべきだったのか、今後どうしていくのか反省させます。
- ・日記の交換や面談等を通して、教職員との信頼関係を深めながら成長を促していきます。
- ・学校生活のなかでよさを認める機会を増やし、望ましい行動につないでいきます。

(3) 周辺児童への指導

- ・いじめは、学級、学年等集団全体の問題であることを示し、教員と児童全員が取り組まなければならないことをしっかり認識させます。
- ・いじめの事実を報告することは、つらい立場にある仲間を救うことであり、人権及び命を守る立派な行為であることを理解させます。
- ・周囲ではやしたてたり傍観していたりする行為が、被害児童にとってどのように受け止められるのか、しっかり考えさせます。
- ・今後いじめを許さない集団づくり、互いを尊重し、認め合う仲間づくりに向けた話し合いを深めていきます。

(5) 保護者との連携

① 被害児童の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した情報を正確に伝えます。
- ・徹底して被害児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・対応経過を丁寧に伝えるとともに、家庭での被害児童の様子について情報提供を受けます。

② 加害児童の保護者との連携

- ・事情聴取後、児童を送り届ける形で家庭を訪問し、事実について児童の確認をとりながら伝えます。被害児童の状況も伝え、事実の深刻さを認識してもらいます。
- ・指導の経過と加害児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
- ・学校は事実について指導し、加害児童が本来のよさを発揮しながらよりよく成長してほしいと願っていることを伝えます。

(6) 関係機関との連携

警察への通報など関係機関との連携

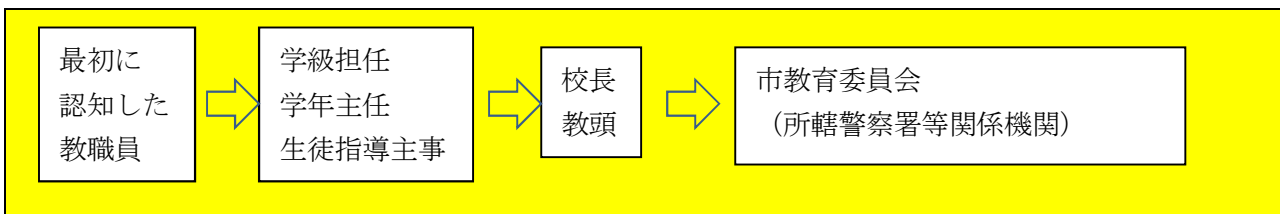
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめ、また、指導に関わらず繰り返されるいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準

- 重大事態とは
- ① いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・児童が自殺を企図した場合等
 - ② いじめにより、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合等
 - 児童やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
 - ・重大事態が発生したものとして報告・調査等に着手

(2) 重大事態発生時の連絡体制



(3) 重大事態に対する調査

- 重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合
- ・「いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。
 - ・調査を行ったときは、いじめ被害児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を教育的配慮の下、適切に提供します。

6 教職員の資質・能力の向上

- ・いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、「未然防止」「早期発見」「早期対応」等において実効力のある指導が展開されるようにします。
- ・国立教育政策研究所作成の生徒指導リーフシリーズや県教委作成の「かがやく笑顔をとりもどすために」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図ります。
- ・心理や福祉の専門家を活用するなど、いじめの防止等についての校内研修を推進します。

7 公表・評価

- ・この基本方針は、実施状況等を評価し、必要に応じて見直しを行います。
- ・この基本方針は、香川県及び高松市におけるいじめ防止基本方針を踏まえる趣旨からそれらの改訂に応じて、見直しを行います。